

職業実践専門課程の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地																																							
函館臨床福祉専門学校		平成9年3月14日		佐藤久道		〒041-0806 北海道函館市美原1丁目15-1 (電話) 0138-43-1177																																							
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地																																							
学校法人西野学園		昭和43年1月10日		前鼻英蔵		〒063-0034 札幌市西区西野4条6丁目11-15 (電話) 011-661-6514																																							
分野	認定課程名	認定学科名		専門士	高度専門士																																								
教育・社会福祉	専門課程	介護福祉士科		平成6年文部省 告示第84号	—																																								
学科の目的	本学科は、人間としてさわやかで思いやりに満ちた心をもって献身的に社会奉仕できる介護、社会福祉分野のスペシャリスト養成を目的として、必要な知識及び技能を習得させるため学校教育法に基づき教育を行う。																																												
認定年月日	平成27年 2月17日																																												
修業年限	昼夜	講義		演習	実習	実験	実技																																						
	2年 昼間	全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単位数 2031時間	1125時間	450時間	456時間	0	0																																						
生徒総定員		生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数																																							
80人		27人	0人	9人	15人	24人																																							
学期制度	■前期:4月1日～9月30日 ■後期:10月1日～3月31日			成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 評価は定期試験、または実習・演習などの成績ならびに平素の学習活動から得られる評価資料(レポート等)に基づいて総合的に行う。科目の成績の総合評価は100点法をもって行う。科目の評定は総合評価に基づいて秀・優・良・可・不可の5段階。																																								
長期休み	■学年始:4月1日～4月5日 ■夏季:8月8日～9月1日 ■冬季:12月25日～1月17日 ■学年末:3月19日～3月31日			卒業・進級条件	校長は教育課程に定める各学年の履修すべき科目のすべてを修得した者に対して、学年の進級及び課程の修了を認定する。所定の修業年限以上在学し、課程を修了した者には、卒業証書を授与する。																																								
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 欠席は無断欠席を認めず、必ずその理由を明確にするようにしている。この結果、長期欠席になる学生はいない。健康上の理由等で長期欠席に至る場合には、月に1回以上連絡を取り、近況を把握するとともに常に保護者との連携をもって学生本人に資するよう支援を行っている。			課外活動	■課外活動の種類 ボランティア活動 アルバイトの紹介 ■サークル活動: 有																																								
就職等の状況※2	■主な就職先、業界等(平成28年度卒業生) 介護福祉施設、障害者支援施設、医療機関等			主な学修成果(資格・検定等)※3	■国家資格・検定/その他・民間検定等 (平成28年度卒業生に関する平成29年5月1日時点の情報)																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護福祉士</td> <td>①</td> <td>29人</td> <td>29人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				資格・検定名	種	受験者数	合格者数	介護福祉士	①	29人	29人													<table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護福祉士</td> <td>①</td> <td>29人</td> <td>29人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			資格・検定名	種	受験者数	合格者数	介護福祉士	①	29人	29人										
資格・検定名	種	受験者数	合格者数																																										
介護福祉士	①	29人	29人																																										
資格・検定名	種	受験者数	合格者数																																										
介護福祉士	①	29人	29人																																										
■卒業者数			29人	※3																																									
■就職希望者数			25人	※3																																									
■就職者数			25人	※3																																									
■就職率			100%	※3																																									
■卒業者に占める就職者の割合			86.2%	※3																																									
■その他 ・進学者数: 0人 (平成28年度卒業生に関する平成29年5月1日時点の情報)																																													
中途退学の現状	■中途退学者 7名 平成28年4月1日時点において、在学者50名(平成28年4月1日入学者を含む) 平成29年3月31日時点において、在学者43名(平成29年3月31日卒業生を含む)			■中退率	14%																																								
■中途退学のための取組 ・新学期後すぐに、担任がクラス全員と個別面談を行い学生理解を深める。その後、校長との個別面談を行い、違う視点で学生理解を図るようにしている。その後、校長とクラス担任で学生の情報に関しての確認を行っている。 ・教員と学生の距離感を適切に保つことで相互に話しやすい雰囲気をつくることに努めている。 ・中退の申し出があった場合には、担任が学生との面談を実施して、事情を確認するとともに保護者へ連絡し、担任と学生部との連携により三者(学生、保護者、学校)面談を行う。その後、校長との最終面談を行う。 ・配慮が必要な学生の状況は、毎月の職員会議において学生部より報告され、すべての教職員が情報を共有することで中退防止に向けた支援体制を構築している。																																													
経済的支援制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: (有)無 特別奨学生支援制度 : 仕事への志が高く、人物・成績ともに優秀な受験生に対して、入学時の学納金のうち入学金全額「20万円」または一部「10万円」を免除する制度 子弟入学者支援制度 : 本学の各専門学校・専門課程在学または卒業生及び看護科2年課程(通信制)の在籍または修了者の親・子・兄弟・姉妹で、本校の入学試験に合格した方に対して、授業料の一部10万円を減免する制度 特別経済支援制度 : 修学意欲が高く成長の見込みがある学生で、個人住民税所得割が非課税の世帯など経済的な理由により就学困難な事情のある方を対象に年1回20万円を支援する制度 西野学園学費支援制度 : 経済的な理由から授業料等学校納付金の納入が困難な状況の学生で、学業成績が平均水準以上であり日常生活態度が良好な学生に対して、年1回、第Ⅲ期学校納付金額を上限として支援を行う制度 ■専門実践教育訓練給付: (給付対象) 非給付対象																																												

<p>第三者による 学校評価</p>	<p>■民間の評価機関等から第三者評価： 有(無)</p> <p>※なお、平成28年度に、文部科学省委託事業『職業実践専門課程を通じた専修学校の質保証・向上の推進』職業実践専門課程』に係る取組の推進』『介護福祉士養成教育に特化した第三者評価項目に基づく各養成施設への評価実施とその成果実証』で第三者評価を実施。概要は以下のとおり。</p> <p>1. 評価団体 第三者評価委員会(代表機関 学校法人敬心学園) 文部科学省委託事業『職業実践専門課程を通じた専修学校の質保証・向上の推進』職業実践専門課程』に係る取組の推進』『介護福祉士養成教育に特化した第三者評価項目に基づく各養成施設への評価実施とその成果実証』</p> <p>2. 調査機関 平成28年7月～平成29年3月(訪問調査日 平成28年11月30日)</p> <p>3. 調査内容 基準1 教育理念 基準2 学校運営 基準3 教育内容 基準4 教育方法 基準5 教員の資質向上 基準6 やりがいいキャリア形成を醸成する教育 基準7 実習 基準8 リカレント教育体制 基準9 学生募集と受入れ 基準10 内部保証</p>
<p>当該学科の ホームページ URL</p>	<p>URL: http://www.nishino-g.ac.jp</p>

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた告示日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業生の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者を含みません。

③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について

①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業者数のうち就職者総数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進

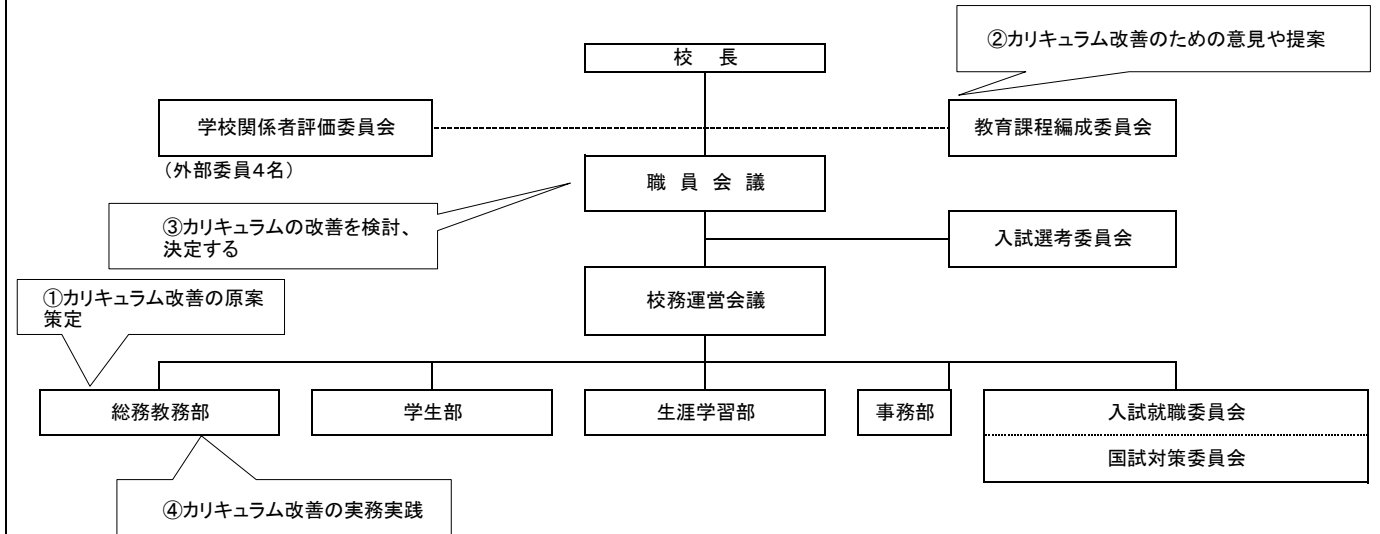
3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針
 教育課程の編成は(授業科目の開設や授業内容・方法の工夫・改善等を含む)、関係法令を遵守し編成されなければならない。本校では、前述の事はもちろん、学生の実態・社会福祉施設等の要望を把握し教育課程編成委員会において慎重な議論を経て、職員会議において決定される。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け
 教育課程編成委員会等では社会福祉施設等の要望について、実習に関する詳細な打ち合わせや就職に関する情報交換等の場を利用してヒアリングを行い、その結果を会議で報告、全教職員にフィードバックして教育課程の編成に反映させている。



(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿 平成29年10月1日現在

名前	所属	任期	種別
廣畑 圭介	国立大学法人北海道教育大学教育学部函館校国際地域学科 講師	平成28年4月1日～平成30年3月31日(2年)	②
祐川 暢生	社会福祉法人侑愛会 侑愛荘 施設長	平成28年4月1日～平成30年3月31日(2年)	③
佐藤 久道	函館臨床福祉専門学校 校長		
加々谷 紀代美	函館臨床福祉専門学校 学科長(介護福祉士科・社会福祉科)		
太田 和伸	函館臨床福祉専門学校 副主任(介護福祉士科)		
井上 健太	函館臨床福祉専門学校 副主任(社会福祉科)		

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。
 ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
 ②学会や学術機関等の有識者
 ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

年間開催数:2回
 (開催日時)
 第1回 平成29年 6月 20日 13:30～15:30 本校校長室
 第2回 平成30年 3月 5日 予定 13:30～15:30 本校校長室

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

卒業予定者に対して在学中の学校満足度を調査した結果、一部の科目について次年度以降の教育内容を見直した。就職後即戦力となれる人材の育成のために演習・実習の改善等についての意見をいただき一部取り入れた。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

介護実習Ⅰおよび介護実習Ⅱは、厚生労働省から通知されている「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」に則り展開し、下記の5項目を基本方針としている。
 1 現場体験を通じて介護福祉士として仕事する上で必要な「専門知識」「専門援助技術」及び「関連知識」の内容の理解を深める。
 2 「専門知識」「専門援助技術」及び「関連知識」を実際に活用し、介護業務に必要な資質・能力・技術を習得する。
 3 職業倫理を身につけ、介護福祉士としての自覚に基づいた行動ができるようになる。
 4 具体的な体験や活動を、専門援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。
 5 関連分野の専門職との連携及びその具体的内容を理解する。

本校の授業での講義に加え、実際の現場での実習を実施することにより、さらに専門職の知識・技能の習得や介護福祉分野について理解を深められることになる。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

本学科は1年次にデイサービスセンター、グループホーム、介護老人福祉施設、介護老人保健施設等において、216時間の介護実習Ⅰを実施している。また、2年次には介護老人福祉施設や介護老人保健施設等において240時間の介護実習Ⅱを実施している。
 介護実習Ⅰおよび介護実習Ⅱにおいては、約半年前より実習の受け入れの依頼を行い、その際実習等の確認をする。実習先に学生の配置が決定した後、本校から実習先へ学生の情報を連絡するとともに事前に実習指導者と教員が面談してその詳細の確認をする。実習が開始すると毎週の巡回指導においては、実習指導者と学生に実習経過の報告を求め、実施状況と課題の確認を行っている。
 介護実習Ⅰ、介護実習Ⅱともに2回の帰校日を実習の半ばに設けており、巡回指導ではできなかった実習経過の報告と実施状況と課題の確認を行い、必要に応じて実習指導者と実習内容等について協議、依頼している。実習後は実習の成果や今後の課題についてまとめており、介護実習Ⅱにおいては介護実習Ⅱ報告集録を作成して全学生および実習指導者に配布している。
 また、2年次には社会福祉主事に必要な知識、技術、技能を身に付けるための相談援助実習Ⅰを30時間実施している。事前打ち合わせを綿密に行い、社会福祉専門教育の理解が深まるように行っている。
 3年次には障害者施設、高齢者施設、児童施設、地域包括支援センター、病院等において、180時間の相談援助実習Ⅱを実施している。相談援助実習Ⅱにおいては、約半年前より実習の受け入れの依頼を行い、その際実習等の確認をする。実習先に学生の配置が決定した後、本校から実習先へ学生の情報を連絡するとともに事前に実習指導者と教員が面談してその詳細の確認をする。実習が開始すると毎週の巡回指導においては、実習指導者と学生に実習経過の報告を求め、実施状況と課題の確認を行っている。2日間の帰校日を実習の半ばに設けており、巡回指導ではできなかった実習経過の報告と実施状況と課題の確認を行い、必要に応じて実習指導者と実習内容等について協議、依頼している。
 実習後は実習の成果や今後の課題についてまとめており、相談援助実習Ⅱ報告集を作成して2年生全員と教職員全員に配布している。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
介護実習Ⅰ	<p>個々の生活リズムや個性を理解するという観点から様々な生活の場において個別ケアを理解し、利用者・家族とのコミュニケーションの実践、介護技術の確認、多職種協働や関係機関との連携を通じてチームの一員としての介護福祉士の役割について理解する学習とする。</p>	<p>社会福祉法人函館厚生院デイサービスセンターももハウス・社会福祉法人榎人会デイサービスセンターシンフォニー・社会福祉法人函館大庚会デイサービスセンター松濤・特定非営利活動法人りょうほくデイサービスセンターらいふ赤川・株式会社あんじゅうデイサービスセンターあんじゅう七重浜・株式会社ハーモニーデイサービスセンターペーネ函館・株式会社メディカルシャトーデイサービスセンター白ゆり富岡・社会福祉法人函館厚生院デイサービスセンター花園・社会福祉法人函館厚生院デイサービスセンター百楽園・株式会社メディカルシャトーデイサービスセンター白ゆり美原・特定非営利活動法人りょうほくデイサービスセンターらいふ松陰・社会福祉法人愛育会デイサービスセンターおおぞら・有限会社ハーブ・ゼーリヒカイテンデイサービスセンターながだい・有限会社ハーブ・ゼーリヒカイテンデイサービスセンターベルエキップ・医療法人健和会通所リハビリテーションあかまつの里ななえ・医療法人やわらぎ会通所リハビリテーションやわらぎ苑上磯・医療法人社団高橋病院通所リハビリテーションゆとりろ・木古内町通所リハビリテーションいさりび・特定医療法人社団高橋病小規模多機能ホームなでしこ・社会福祉法人七飯町社会福祉協議会ひだまりの家・特定医療法人富田病院グループホームあねもね・社会福祉法人敬聖会グループホームききょう・医療法人やわらぎ会グループホームやわらぎ・社会福祉法人心術会グループホームあい・特定医療法人社団高橋病院グループホーム秋桜・有限会社ウジャグループホームのぞみ・特定医療法人社団高橋病院グループホームなでしこ・株式会社日総グループホームグース・株式会社ハマダコーポレーショングループホームおもひで懐・株式会社メディカルシャトーグループホーム白ゆり・社会福祉法人心術会グループホームあい戸倉・株式会社ハーモニーグループホームいしかわ・社会福祉法人函館共愛会介護老人福祉施設函館共愛会愛泉寮・社会福祉法人函館幸成会介護老人福祉施設幸成園・社会福祉法人函館カリタスの園介護老人福祉施設旭ヶ岡の家・社会福祉法人函館緑花会介護老人福祉施設美ヶ丘敬楽荘・社会福祉法人函館厚生院介護老人福祉施設ももハウス・社会福祉法人函館大庚会介護老人福祉施設松濤・社会福祉法人函館仁愛会介護老人福祉施設福寿荘さくら館・社会福祉法人函館厚生院介護老人福祉施設百楽園・社会福祉法人愛育会介護老人福祉施設おおぞら・社会福祉法人函館大庚会介護老人福祉施設俱有・社会福祉法人函館緑花会地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護美ヶ丘敬楽荘せせらぎの家ゆとり・医療法人健和会介護老人保健施設あかまつの里ななえ・木古内町立介護老人保健施設いさりび・医療法人亀田病院介護老人保健施設グランドサン亀田・医療法人やわらぎ会介護老人保健施設やわらぎ苑上磯・医療法人やわらぎ会介護老人保健施設やわらぎ苑西桔梗・医療法人社団高橋病院介護老人保健施設ゆとりろ</p>
介護実習Ⅱ	<p>個別ケアを行うために個々の生活リズムや個性を理解し、利用者の課題を明確にするための利用者ごとの介護計画の作成、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった介護過程を展開し、他科目で学習した知識や技術を総合して、具体的な介護サービスの提供の基本となる実践力を習得する学習とする。</p>	<p>社会福祉法人恵愛会介護老人福祉施設えさし荘・森町介護老人福祉施設さくら園・社会福祉法人函館松寿会介護老人福祉施設函館はくあい園・社会福祉法人民生博愛会介護老人福祉施設清華園・社会福祉法人松前福祉会介護老人福祉施設松前南殿荘・社会福祉法人函館共愛会介護老人福祉施設知内しおさい園・社会福祉法人厚沢部福祉会介護老人福祉施設あつさぶ荘・社会福祉法人榎人会介護老人福祉施設シンフォニー・社会福祉法人敬聖会介護老人福祉施設桔梗みのりの里・医療法人健和会介護老人保健施設あかまつの里ななえ・医療法人亀田病院介護老人保健施設グランドサン亀田・医療法人やわらぎ会介護老人保健施設やわらぎ苑上磯・医療法人やわらぎ会介護老人保健施設やわらぎ苑西桔梗・医療法人社団高橋病院介護老人保健施設ゆとりろ・医療法人聖仁会ジョイウェルズ桔梗・医療法人社団明山会介護老人保健施設道南森ロイヤルケアセンター</p>
相談援助実習Ⅰ	<p>社会福祉主事の責務を実習を通じて理解し、福祉事務所や児童相談所等の役割や組織、運営の実情、福祉行政事務を推進するうえでの課題などについて理解する。</p>	<p>函館市函館市中央福祉事務所・北海道北海道函館児童相談所</p>
相談援助実習Ⅱ	<p>相談援助実習を通して、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実際に理解し実践的な技術等を体得する。社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。</p>	<p>社会福祉法人侑愛会児童発達支援センターつくしんぼ学級・社会福祉法人侑愛会多機能型事業所クッキーハウス・社会福祉法人函館緑花会障がい者支援施設ふじの学園・社会福祉法人函館一条多機能型事業所ワークセンター一条・医療法人大庚会函館市地域包括支援センターときとう・医療法人大庚会函館市地域包括支援センターこん中央・社会福祉法人かいせい多機能型事業所サポートセンターかいせい・医療法人聖仁会函館市地域包括支援センターあさひ・国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局障害者支援施設函館視力障害センター・社会福祉法人函館大庚会介護老人福祉施設俱有・NPO法人脳外傷友の会コロナボックル道南支部就労継続支援B型コロナボックルはこだて</p>

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

本校は教職員研修規程により、関連分野における最新の知識・技能等を得るための教職員の研修等に組織的・継続的に取り組んでいる。年度初めに教職員全員の研修年間計画を作成し提出するほか、必要により校長の命によって研修を指示する場合も研修費用は学校がバックアップし全体のレベルアップに努めている。

(2)研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

職業団体等研修

- ・平成28年9月「介護協北海道ブロック教員研修会」(9/29-30)
テーマ:「明日の介護福祉士養成教育を考える」(北海道登別市)
- ・平成28年10月「介護協全国教職員研修会」(10/26-28)
テーマ:「介護福祉士養成施設の存在意義と教育力の向上」(宮城県仙台市)
- ・平成29年2月「日本介護福祉教育学会」(2/18-19)
テーマ:「介護福祉教育の理念を語る」(石川県白山市)

②指導力の修得・向上のための研修等

ア 学内・学園研修会

- ・第1回校内研修会(8/26)
テーマ:危機管理「外部からの侵入者」(本校研修室)
- ・第2回校内研修会(1/11)
テーマ:「薬物乱用防止教室」(本校研修室)
- ・第1回M4ケアマネジメント研修(6/23)
テーマ:法人経営(北海道札幌市中央区)
- ・第2回M4ケアマネジメント研修(7/21)
テーマ:リーダーシップ(北海道札幌市中央区)
- ・第3回M4ケアマネジメント研修(8/25)
テーマ:コミュニケーション(北海道札幌市中央区)
- ・第4回M4ケアマネジメント研修(9/21)
テーマ:部下育成とチームビルディング(北海道札幌市中央区)
- ・第5回M4ケアマネジメント研修(10/13)
テーマ:会議運営(北海道札幌市中央区)
- ・第6回M4ケアマネジメント研修(11/10)
テーマ:計画策定(北海道札幌市中央区)
- ・平成28年度西野学園全体研修会(1/12-13)
テーマ:「経営方針、教学監査、ワークフローシステム、入学前教育の取り組み、教務必携」(北海道札幌市中央区)

イ 公開授業・授業検討会

- ・全教員対象の公開授業(9/7、9/9、12/1、12/16)
内容:全教員が年に1回授業公開を行い、授業内容や授業案等について授業前および授業後に全体会議を行っている。

ウ 職業団体等研修

- ・文部科学大臣認定「職業実践専門課程」に係る研修会(7/22)
テーマ:『性格と病理の境界線とは?～今どきの学生とのつきあい方～』(北海道札幌市中央区)
- ・北海道私立専修学校各種学校教育研修大会(8/30-31)
テーマ:「職業教育の更なる発展を目指して」(北海道札幌市中央区)
- ・文部科学大臣認定「職業実践専門課程」に係る研修会(12/16)
内容:学ぶ意欲を育む教育の方法(北海道札幌市中央区)

(3)研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

ア 職業団体等研修

- ・平成29年9月「介護協北海道ブロック教員研修会」(9/29)
テーマ:「国家試験義務化に伴い養成校に求められる変化」(北海道札幌市)
- ・平成29年9月「日本介護福祉学会大会」(9/30-10/1)
テーマ:「災害と介護のこれから―被災地における介護が果たす役割―」(岩手県滝沢市)

イ その他

- ・平成29年8月「留学生受け入れに係る学校視察研修」(8/31-9/1)
テーマ:「留学生受け入れに係る調査研究」(東京都)

②指導力の修得・向上のための研修等

ア 学内・学園研修会

- ・第1回校内研修会(10/20)
テーマ:「留学生受け入れに関する研修会」(本校研修室)
- ・第2回校内研修会(2/予定)
テーマ:未定(本校研修室)
- ・第1回M4・S3ケアマネジメント研修(8/21)
テーマ:経営の原理原則とリーダーの役割(北海道札幌市中央区)
- ・第2回M4・S3ケアマネジメント研修(10/23)
テーマ:コミュニケーションとチームワーク(北海道札幌市中央区)
- ・第3回M4・S3ケアマネジメント研修(12/4)
テーマ:自部門(学科)の現状認識(北海道札幌市中央区)
- ・平成29年度西野学園全体研修会(1/15-16予定)
テーマ:未定(北海道札幌市中央区)

イ 公開授業・授業検討会

- ・全教員対象の公開授業(11月、12月、2月予定)
内容:全教員が年に1回授業公開を行い、授業内容や授業案等について授業前および授業後に全体会議を行っている。

ウ 職業団体等研修

- ・介護協主催「平成29年度介護教員講習会」(8/17~9/14)
テーマ:『教育心理、社会福祉学、教育学、学生指導、介護福祉学』(東京都)
- ・介護協主催「平成29年度介護教員講習会」(1/29~3/1)
テーマ:『介護教育方法、教育評価、介護過程の展開方法、実習指導方法、コミュニケーション技術、教育方法、心理学、研究方法』(東京都)
- ・北海道ブロック社会福祉実習協議会「実習セミナー」(未定)
内容:未定
- ・全国高齢者ケア研究会「全国先端ケア研究会」(未定)
内容:未定
- ・文部科学大臣認定「職業実践専門課程」に係る研修会(未定)
内容:未定

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

「専修学校における学校評価ガイドライン」に基づき、学校関係者として卒業生らとともに、各専攻分野企業等から委員が参画した学校関係者評価委員会を設置した。特に、企業等との密接な連携による取組みを重要と考え、学校評価を通じた組織的・継続的な教育活動等の改善を基本方針と考えている。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	1. 理念・目標・育成人材像は定められているか。 2. 社会のニーズ等を踏まえた学園の将来構想を抱いているか。 3. 理念・目的・育成人材像・特色などが学生・保護者等に周知されているか。
(2)学校運営	4. 目標等に沿った運営方針が策定されているか。 5. 運営組織は明確にされ、有効に機能しているか。 6. 情報システム等による業務の効率化が図られているか。 7. 学園内総合力を高めるための連携と協働体制の確立が図られているか。 8. 教育活動に関する情報公開が適切になされているか。
(3)教育活動	9. 教育理念・育成人材像や業界のニーズを踏まえた教育機関としての修業年限に対応した教育到達レベルや学習時間の確保は明確にされているか。 10. 学園行事の適切な企画、円滑な運営がなされているか。 11. 授業規律を確保し、指導体制の立て直しが図られているか。 12. 関連分野の企業、関連施設等、業界団体等の連携により、教育課程の作成、見直しが行われているか。 13. 成績評価、単位認定の基準は明確になっているか。 14. 授業評価の実施、評価体制があるか。 15. 職員の能力開発のための研修が行われているか。 16. クラス担任と教科担任の連携を密にし、学生の実態にあった指導法の確立に努めているか。
(4)学修成果	17. 就職率の向上は図られているか。 18. 退学率の低減は図られているか。 19. 卒業生・在校生の社会的な活動及び評価を把握しているか。
(5)学生支援	20. 学生相談に関する体制は整備されているか。 21. 学生の経済的側面に対する支援体制は整備されているか。 22. 保護者と適切に連携しているか。 23. 卒業生への支援体制はあるか。 24. ロングホームルームなどを効果的に活用し、職業観の育成に努めているか。 25. 社会のニーズを踏まえた教育環境が整備されているか。 26. 学生が自己理解、自己啓発、自己実現をするための方策が整備されているか。
(6)教育環境	27. 施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるように整備されているか。 28. 図書室利用の活性化が図られているか。 29. 防災に対する体制は整備されているか。
(7)学生の受入れ募集	30. 学生の募集は適正に行われているか。 31. 学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか。
(8)財務	32. 中長期的に学校の財政基盤は安定していると言えるか。 33. 予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか。
(9)法令等の遵守	34. 法令・専門学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか。 35. 個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか。
(10)社会貢献・地域貢献	36. 学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか。 37. 学生のボランティア活動を奨励・支援しているか。
(11)国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

学校関係者の評価結果や改善方策等のうち、特に企業等から参画した委員の意見については、学科のカリキュラムや授業等の作成・見直し、実習、教職員の研修等の教育活動やその他「教育理念・目的・育成人材像、学生支援」等学校運営の改善に活かせるよう考え取り組んでいる。函館および道南地域における本校の役割を広報する必要性についての意見を受け、地域貢献イベント等の取り組みを行っている。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

平成28年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
廣畑 圭介	国立大学法人北海道教育大学教育学部函館校国際地域学科 講師	平成28年4月1日～平成30年3月31日(2年)	大学教員
祐川 暢生	社会福祉法人侑愛会 侑愛荘 施設長	平成28年4月1日～平成30年3月31日(2年)	企業等委員
外崎 仁美	函館市介護保険課 認定調査員(函館臨床福祉専門学校 社会福祉科 卒業生)	平成28年4月1日～平成30年3月31日(2年)	卒業生
河原 武則	元北海道函館水産高等学校校長	平成28年4月1日～平成30年3月31日(2年)	元校長

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <http://www.nishino-g.ac.jp>

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

本校の学生が、どのようなカリキュラムを通じて知識・技能・技術を習得しているのか、また、質の高い教育プログラムを提供するために、学校としてどのような工夫・改善に取り組んでいるのか等の具体的な教育情報を分かりやすく公表し、本校の特色ある教育活動を積極的に発信している。さらに、本校の基本的な教育組織に関する情報のほか、教育情報の積極的な公表を通じて、本校の教育の質の確保・向上を図ることが重要と考えている。以上のことを情報提供の基本方針として取り組んでいる。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	<ul style="list-style-type: none"> ●学校の教育・人材養成の目標及び教育指導計画、経営方針 ●校長名、所在地、連絡先等 ●学校の沿革、歴史
(2) 各学科等の教育	<ul style="list-style-type: none"> ●収容定員、在学学生数 ●カリキュラム ●進級・卒業の要件等(成績評価基準、卒業・修了の認定基準等) ●学習の成果として取得を目指す資格、合格を目指す検定等 ●就職率、卒業後の進路(主な就職先)
(3) 教職員	●教職員数
(4) キャリア教育・実践的職業教育	<ul style="list-style-type: none"> ●キャリア教育への取り組み状況 ●実習等の取り組み状況 ●就職支援等への取り組み状況
(5) 様々な教育活動・教育環境	<ul style="list-style-type: none"> ●学校行事への取り組み状況 ●課外活動(ボランティア活動)
(6) 学生の生活支援	●学生支援への取り組み状況
(7) 学生納付金・修学支援	<ul style="list-style-type: none"> ●学生納付金の取り扱い(金額、納入時期等) ●活用できる経済的支援措置の内容等(奨学金、授業料減免等の案内等)
(8) 学校の財務	●貸借対照表、収支計算書
(9) 学校評価	<ul style="list-style-type: none"> ●自己評価、学校関係者評価の結果 ●評価結果を踏まえた改善方策
(10) 国際連携の状況	
(11) その他	●学校運営の状況に関するその他の情報

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

URL:<http://www.nishino-g.ac.jp>

授業科目等の概要

(教育社会福祉専門課程 社会福祉科) 平成29年度														
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択					講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
○			人間の理解Ⅰ	「人間」の理解を基礎として、人間としての尊厳の保持と自立・自律した生活を支える必要性について理解し、介護場面における倫理的課題について対応できるための基礎となる能力を養う学習とする。	1通	30	○			○			○	
○			人間の理解Ⅱ	介護実践のために必要な人間の理解や、他者への情報の伝達に必要な、基礎的なコミュニケーション能力を養うための学習とする。	1通	30	○			○				○
○			社会の理解Ⅰ	個人が自立した生活を営むということを理解するため、個人、家族、近隣、地域、社会の単位で人間を捉える視点を養い、人間の生活と社会の関わりや、自助から公助に至る過程について理解するための学習とする。	1通	30	○			○			○	
○			社会の理解Ⅱ	介護に関する近年の社会保障制度の大きな変化である介護保険制度と障害者自立支援制度について、介護実践に必要な観点から基礎的知識を習得する学習とする。	1通	30	○			○				○
○			社会の理解Ⅲ	わが国の社会保障の基本的な考え方、歴史と変遷、しくみについて理解する学習とする。	2通	30	○			○			○	
○			福祉住環境	社会保障関連制度についての学習であり、特に介護に必要な介護機器に関する知識や住宅改修についての知識を得る学習とする。	1通	30	○			○				○
○			情報処理	数学と人間のかかわりや社会生活における数学の活用の理解と数学的・論理的思考の学習であり、特にコンピュータを活用する技術を習得する学習とする。	2通	30	○			○			○	
○			リハビリテーション論	人間の「身体」の基本的仕組みや介護に関する家族への支援、福祉制度の利用、衣食住、生活等に関する基本的な知識と技術について理解する学習とする。	1通	30	○			○			○	△
○			介護の基本Ⅰ	「尊厳の保持」「自立支援」という介護の考え方を理解するとともに、「介護を必要とする人」を生活の観点から捉えるための学習とする。	1通	60	○			○			○	
○			介護の基本Ⅱ	介護における安全やチームケア等について理解するための学習とする。	1通	60	○			○				○

○		介護総合演習 I	実習の教育効果を上げるため、介護実習前の介護技術の確認や施設等のオリエンテーション、実習後の事例報告会または実習期間中に学生が養成施設等において学習する日を計画的に設けるなど、実習に必要な知識や技術、介護過程の展開の能力等について、個別の学習到達状況に応じた総合的な学習とする。介護総合演習については、実習と組み合わせての学習とする。	1通	60				○	○	○							
○		介護総合演習 II	実習の教育効果を上げるため、介護実習前の介護技術の確認や施設等のオリエンテーション、実習後の事例報告会または実習期間中に学生が養成施設等において学習する日を計画的に設けるなど、実習に必要な知識や技術、介護過程の展開の能力等について、個別の学習到達状況に応じた総合的な学習とする。介護総合演習については、実習と組み合わせての学習とする。	2通	60				○	○	○							
○		介護実習 I	個々の生活リズムや個性を理解するという観点から様々な生活の場において個別ケアを理解し、利用者・家族とのコミュニケーションの実践、介護技術の確認、多職種協働や関係機関との連携を通じてチームの一員としての介護福祉士の役割について理解する学習とする。	1通	216					○	○	○	○					
○		介護実習 II	個別ケアを行うために個々の生活リズムや個性を理解し、利用者の課題を明確にするための利用者ごとの介護計画の作成、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった介護過程を展開し、他科目で学習した知識や技術を総合して、具体的な介護サービスの提供の基本となる実践力を習得する学習とする。	2通	240					○	○	○	○					
○		発達と老化の理解 I	発達の観点からの老化を理解し、老化に関する心理や身体機能の変化の特徴に関する基礎的知識を習得する学習とする。	1通	30				○		○							○
○		発達と老化の理解 II	発達の観点からの老化を理解し、老化に関する心理や身体機能の変化の特徴に関する基礎的発展的知識を習得する学習とする。	2通	30				○		○							○
○		認知症の理解 I	認知症に関する基礎的知識を習得するとともに、認知症のある人の体験や意思表示が困難な特性を理解し、本人のみならず家族を含めた周囲の環境にも配慮した介護の視点を習得する学習とする。	1通	30				○		○							○
○		認知症の理解 II	認知症に関する基礎的応用的知識を習得するとともに、認知症のある人の体験や意思表示が困難な特性を理解し、本人のみならず家族を含めた周囲の環境にも配慮した介護の視点を習得する学習とする。	2通	30				○		○							○
○		障害の理解 I	障害のある人の心理や身体機能に関する基礎的知識を習得するとともに、障害のある人の体験を理解し、本人のみならず家族を含めた周囲の環境にも配慮した介護の視点を習得する学習とする。	1通	30				○		○							○

○		相談援助の基盤と専門職	社会福祉士の役割（総合的かつ包括的な援助及び地域福祉の基盤整備と開発含む）と意義について理解する。精神保健福祉士の役割と意義について理解する。相談援助の概念と範囲について理解する。相談援助の理念について理解する。相談援助における権利擁護の意義と範囲について理解する。相談援助に係る専門職の概念と範囲及び専門職倫理について理解する。総合的かつ包括的な援助と多職種連携の意義と内容について理解する。	1通	60		○		○											
○		相談援助の理論と方法Ⅰ	相談援助における人と環境との相互作用に関する理論について理解する。相談援助の対象と様々な実践モデルについて理解する。	2通	60		○			○										
○		相談援助の理論と方法Ⅱ	相談援助の過程とそれに係る知識と技術について理解する（介護保険法による介護予防サービス計画、居宅サービス計画や施設サービス計画及び障害者自立支援法によるサービス利用計画についての理解を含む。）相談援助における事例分析の意義や方法について理解する。相談援助の実際（権利擁護活動を含む。）について理解する。	3通	60		○				○									
○		地域福祉の理論と方法	地域福祉の基本的考え方（人権尊重、権利擁護、自立支援、地域生活支援、地域移行、社会的包摂等を含む。）について理解する。地域福祉の主体と対象について理解する。地域福祉に係る組織、団体及び専門職の役割と実際について理解する。地域福祉におけるネットワーキング（多職種・多機関との連携を含む。）の意義と方法及びその実際について理解する。地域福祉の推進方法（ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発、福祉ニーズの把握方法、地域トータルケアシステムの構築方法、サービスの評価方法を含む。）について理解する。	3通	60		○					○								
○		福祉行財政と福祉計画	福祉の行財政の実施体制（国・都道府県・市町村の役割、国と地方の関係、財源、組織及び団体、専門職の役割を含む。）について理解する。福祉行財政の実際について理解する。福祉計画の意義や目的、主体、方法、留意点について理解する。	3通	30		○						○							
○		福祉サービスの組織と経営	福祉サービスに係る組織や団体（社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、営利法人、市民団体、自治会など）について理解する。福祉サービスの組織と経営に係る基礎理論について理解する。福祉サービスの経営と管理運営について理解する。	3通	60		○							○						
○		社会保障	現代社会における社会保障制度の課題（少子高齢化と社会保障制度の関係を含む。）について理解する。社会保障の概念や対象及びその理念等について、その発達過程も含めて理解する。公的保険制度と民間保険制度の関係について理解する。社会保障制度の体系と概要について理解する。年金保険制度及び医療保険制度の具体的内容について理解する。諸外国における社会保障制度の概要について理解する。	3通	60		○								○					

○		更生保護制度	相談援助活動において必要となる更生保護制度について理解する。更生保護を中心に、刑事司法・少年司法分野で活動する組織、団体及び専門職について理解する。刑事司法・少年司法分野の他機関等との連携の在り方について理解する。	3通	15		○		○										
○		福祉事務所運営論	社会福祉主事の責務をしっかりと理解し、福祉事務所の役割や組織、運営の実情、福祉行政事務を推進するうえでの基となる行政の仕組みなどについて理解する。	3通	30		○		○										○
○		経済学	経済学の基礎を学び、新聞やテレビの経済に関わる記事やニュースを理解する能力を身につけるとともに社会における経済の仕組みや役割などについて理解する。	3通	30		○		○										○
○		相談援助演習Ⅰ	相談援助の知識と技術に係る他の科目との関連性も視野に入れつつ、社会福祉士に求められる相談援助に係る知識と技術について、総合的かつ包括的な援助及び地域福祉の基盤整備と開発に係る具体的な相談援助事例を体系的にとりあげる方法を用いて、実践的に習得するとともに、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。	1通	30				○		○								○
○		相談援助演習Ⅱ	相談援助の知識と技術に係る他の科目との関連性も視野に入れつつ、社会福祉士に求められる相談援助に係る知識と技術について、個別指導並びに集団指導を通して、具体的な援助場面を想定した実技指導（ロールプレイング等）を中心とする演習形態により行う方法を用いて、実践的に習得するとともに、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。	2通	30				○		○								○
○		相談援助演習Ⅲ	相談援助の知識と技術に係る他の科目との関連性も視野に入れつつ、社会福祉士に求められる相談援助に係る知識と技術について、1年次と2年次に学んだ知識と経験をさらに深く探究する方法を用いるとともにCBTを活用し、より実践的に習得するとともに、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。	3通	60				○		○								○
○		相談援助実習指導	相談援助実習の意義について理解する。相談援助実習に係る個別指導並びに集団指導を通して、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ实际的に理解し実践的な技術等を体得する。社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。	3通	90				○		○								○
○		相談援助実習Ⅰ	社会福祉主事の責務を実習を通じて理解し、福祉事務所や児童相談所等の役割や組織、運営の実情、福祉行政事務を推進するうえでの課題などについて理解する。	3通	30						○		○						○

○		相談援助実習Ⅱ	相談援助実習を通して、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実際に理解し実践的な技術等を体得する。社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。	3通	180					○	○	○	○
○		介護福祉総論	介護福祉士国家試験（筆記試験）の合格水準を確保するために問題演習等を通じて介護福祉士に関する理解を深める。	3通	30			○		○		○	
○		社会福祉総論	社会福祉士国家試験（卒業後実務経験1年を経て受験資格を得る）の合格水準を確保するために問題演習等を通じて社会福祉士に関する理解を深める。	2通	15			○		○		○	
○		文章作成技法	実習記録、報告書等の記述を正確かつ迅速に書く技術を習得することを目的とする。	1通	15			○		○			○
合計		67科目			3306単位時間								

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
教育課程に定める各学年の履修すべき科目のすべてを修得した者に対して、学年の進級及び課程の修了を認定する。所定の修業年限以上在学し、課程修了した者には、卒業証書を授与する。		1学年の学期区分	2期
		1学期の授業期間	21週

（留意事項）

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。